

試験日程を、従来の9月実施（1次試験）から6月実施に大幅に早めました。

鳥取県職員採用試験 (令和8年4月採用予定 短大卒業程度 (保育士)) 受 験 案 内

◆鳥取県人事委員会◆ 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎7階
電話(0857)26-7553 FAX(0857)26-8119 インターネット<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinji/>

1 受付期間、試験日、試験会場、第1次試験合格者・採用候補者発表日

受付期間	(インターネット) 3月3日(月)午前9時～5月15日(木)午後5時 ◎原則鳥取県の電子申請サービスによる申込みとなります。 ◎申込みが完了すると「申込完了通知メール」が送信されます。期間内に申込みが完了しないものは受け付けられませんので、必ず確認してください。 ※申込み手続きは余裕を持って早めに行ってください。 「9 受験申込手続」(4ページ)をご確認ください。 受付期間終了直前はアクセスが集中しシステムの操作がしにくくなったり、システムメンテナンス等により急遽システムが使用できなくなることがありますのでご注意ください。
第1次試験	6月15日(日) ◎開場時刻 8:20 ◎試験開始時刻 8:40 ◎試験終了予定時刻 16:20 [試験会場] ※申込状況等により変更する場合があります。 鳥取会場：鳥取県庁(鳥取市東町一丁目220) 米子会場：鳥取県西部総合事務所(米子市鞆町一丁目160) 東京会場：東京都内 } 決定次第、ホームページ等でお知らせします。 大阪会場：大阪府内 }
第1次試験合格者発表日	6月27日(金)午後2時(予定)
第2次試験	7月中旬～下旬(予定) [試験会場] 鳥取県庁(鳥取市東町一丁目220) ◎試験は上記期間のうち指定する1日で、日時は第1次試験合格者に通知します。
採用候補者発表日	8月上旬(予定)

◆この試験は、9月28日(日)に実施予定の鳥取県職員採用試験(高校卒業程度)の他の職種(全職種)との併願はできません。

試験に関する変更、お願い、感染症への対応等については鳥取県職員採用のホームページで随時お知らせしますので必ず事前に確認の上受験してください。

◆鳥取県職員採用HP(必ず事前に御確認ください)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinji/saiyou/>



2 募集職種、採用予定者数、職務内容、主な配属先

職 種	採用予定者数	職 務 内 容	主 な 配 属 先
保 育 士	3名程度	児童発達支援センター、障害児入所施設、児童自立支援施設等における児童の保育や保護者に対する保育に関する指導等	喜多原学園、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等

(注) 1 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

2 試験の結果によっては、採用予定者数を増減する場合又は第1次試験合格者なし若しくは採用候補者なしとする場合もあります。

各職種の仕事内容、やりがいなどについて、こちらのホームページでご紹介しています



3 受験資格

(1) 年齢

平成2年(1990年)4月2日以降に生まれた人

(2) 登録・資格

児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人又は令和8年5月31日までにこの登録を受ける見込みの人

(注) 上記の登録ができなければ、採用候補者となっても採用されません。

(3) その他

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和8年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・ 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
- 日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、〈参考1〉「日本国籍を有しない職員の任用について」(5ページ)をご覧ください。

(4) 欠格要件

地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・ 禁錮(令和7年6月1日以降は、拘禁刑)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・ 地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験	150点 [多肢選択式…50問 2時間30分] 公務員として必要な一般的な知識及び知能(社会科学・人文科学・自然科学に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力)についての筆記試験
	専門試験 ※出題分野は別表のとおり	300点 [多肢選択式…30問 1時間30分] 必要な専門的知識についての筆記試験
	作文試験	120点 [1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査	— 職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	600点 集団討論及び個別面接による人物、専門的知識についての口述試験

(注) 1 試験の難易度は短大卒業程度です。

2 作文試験、適性検査は第1次試験日に実施しますが、評価等は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点・判定します。)

3 第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。

4 第2次試験の個別面接は、各人同一日に2回実施します。

5 試験種目のうち、いずれかの試験種目を欠席又は棄権した場合は、採点対象外となります。

6 作文試験の過去3年間の問題並びに教養試験の例題及び専門試験の例題は、鳥取県職員採用のホームページに掲載します。

〈別表〉第1次試験（専門試験）出題分野

職 種	出 題 分 野
保 育 士	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健

5 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

- (1) 第1次試験合格者
第1次試験の教養試験と専門試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
なお、第1次試験の教養試験と専門試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格とします。
- (2) 採用候補者
第1次試験の教養試験と専門試験の得点にかかわらず、第1次試験で実施する作文試験と第2次試験で実施する人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
なお、作文試験と人物試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、作文試験と人物試験の合計得点にかかわらず不合格とします。
- (3) 証明書等
採用候補者の決定後、採用までに受験資格の確認のため資格証明書等を提出していただく場合があります。
なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。また、任命権者において、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には採用されないことがあります。

6 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

第1次試験合格者及び採用候補者の受験番号を鳥取県職員採用のホームページに掲載し、併せて県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲載します。

第1次試験合格者発表については、郵送による通知は行いませんので必ずホームページで、ご自身の合否、第2次試験の日時及び提出書類等を確認してください。なお、採用候補者には併せて郵送により通知します。

◆「自己紹介書」の作成準備について

第1次試験合格者には、第2次試験の個別面接に使用する「自己紹介書」を作成していただきますが、合格発表から提出期限までの期間が短期間となります。

「自己紹介書」の様式を鳥取県職員採用のホームページに掲載しますので、各自ダウンロードのうえ、早めにご準備ください。

7 試験結果の開示等

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次の表のとおり人事委員会事務局の窓口で開示を請求することができます。

試験の開示手続等の問い合わせ及び試験結果の開示の請求は、平日午前8時30分から午後5時15分までの間の受付となります。

開示対象の試験	開示請求ができる者	開示の内容※	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者本人	教養試験、専門試験の得点、合計得点及び順位	第1次試験合格者発表日から1年間	鳥取県人事委員会事務局 (県庁第二庁舎7階)
第2次試験		作文試験、人物試験の得点、合計得点及び順位	採用候補者発表日から1年間	

※いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合には順位はありません。

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望する受験者は、第1次試験日当日に110円分の切手を貼った受取先明記の通知用封筒【長形3号（12.0cm×23.5cm）】を持参してください。試験当日に通知用封筒を持参しなかった場合、受取先が受験者本人以外の場合は、郵送による通知はできません。

8 採用方法、給与及び勤務時間等

- (1) 採用方法
採用候補者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載されます。
任命権者（知事）は、欠員等の状況を考慮しながら、名簿に登載された人のうちから、採用者を決定します。なお、採用辞退等により、採用候補者名簿から採用候補者の削除があった場合、追加で採用候補者を決定することがあります。
※採用候補者名簿は、名簿確定の日から原則として1年間有効です。
- (2) 採用時期
採用は、原則として令和8年4月1日の予定ですが、既卒者については、欠員等の状況によってはそれ以前に採用されることもあります。
- (3) 給与
ア 初任給（月額） 210,900円
※一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。

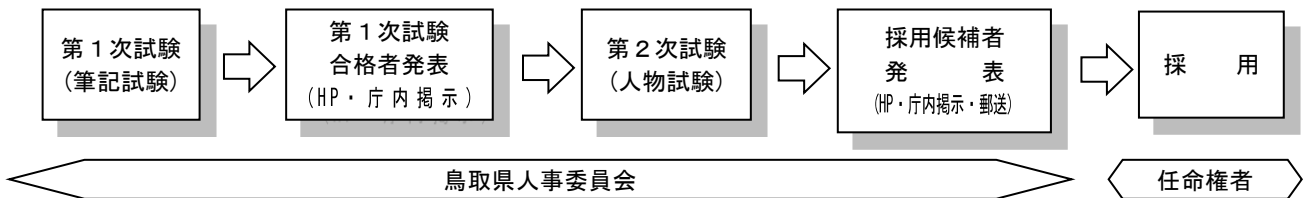
- イ 昇給
原則として毎年1回、4月1日に行われます。
- ウ 諸手当
扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。
※令和7年4月1日現在。採用時まで給与改定等があった場合は、それによります。

(4) 勤務時間、休日、休暇

- ア 勤務時間
午前8時30分から午後5時15分（休憩時間60分）
※勤務場所によって異なる場合があります。
※フレックスタイム制を導入しており、時差出勤も可能です。
- イ 休日
土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
※勤務場所によって異なる場合があります。
- ウ 休暇等
年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季 他）、病気休暇など

(5) 勤務場所における受動喫煙防止措置等
敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置の場合あり）

【申込から採用までの流れ】



9 受験申込手続

鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。

受付期間終了後は、申込内容の変更はできません。



* 注意事項

- ・受験票作成にプリンタが必要です。お持ちでない場合はコンビニエンスストアのプリントサービス等をご利用いただくか、郵送、信書便又は持参により申込みをお願いします。
- ・ご使用の機器や環境によっては、一部対応できない場合があります。

【申込手順】

①パソコン、スマートフォンの環境設定

「pref-tottori@apply.e-tumo.jp」からのメールを受信できるように設定してください。
なお、スマートフォン以外の携帯電話からの申込みはできません。

②受験申込み

申込みが完了すると、「申込完了通知メール」、「審査完了通知メール」の電子メールが順次、申込みの際に登録したアドレスに送信されます。

申込後直ちに「申込完了通知メール」の電子メールが届かない場合又は申込後2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）経っても「審査完了通知メール」の電子メールが届かない場合は、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

これらの電子メールに記載されている整理番号とパスワードは受験票作成の際に必要ですので、メールを削除しないように注意してください。

③受験票の作成 ※5月30日（金）頃に、申込みの際に登録したアドレスに電子メールが送信されます。

次の方法により受験票を自分で作成し、試験当日に持参してください。

- ・「受験票作成依頼メール」の電子メールが届いたら、鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上部にある「申込内容照会」をクリックします。
- ・「申込完了通知メール」に記載されている整理番号とパスワードを入力し申込内容を表示させます。
- ・受験票様式（PDFファイル）をダウンロードのうえ印刷します。
- ・印刷した様式から切り取り線に沿って受験票を切り取り、写真を貼ります。

※「受験票作成依頼メール」は、5月30日（金）頃に送信されます。

【電子申請サービスでの申込みができない方】

110円分の切手を貼った受取先明記の返信用封筒〔長形3号（12.0 cm×23.5 cm）〕を同封の上、4月24日（木）まで（必着）に鳥取県人事委員会事務局に受験申込書の請求をしてください。

受験申込書による受験申込みも5月15日（木）午後5時までに鳥取県人事委員会事務局に到着したものに限り受け付けます。

[受験申込書の請求先]

鳥取県人事委員会事務局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 県庁第二庁舎 電話 0857-26-7553・7552

※封筒の表に赤字で「短大卒（保育士）申込書請求」と書いてください。

10 受験上の配慮について

- (1) 視覚障がいにより、拡大文字による試験、解答時間の延長等の措置が講じられる場合があります。
- (2) 身体の障がい等があるため、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの措置を希望される方及び補聴器を使用される方は、あらかじめ申し出てください（事前の申出及び許可が必要です。）。
- (3) 上記(1)(2)の措置による受験を希望される方は、準備の都合上、**5月15日（木）午後5時**までに必ず鳥取県人事委員会事務局に申し出てください。申出の内容や程度を確認の上、対応します。場合によっては、障がいの程度を証明する書類を提出していただくことがあります。
また、内容によっては、試験実施上、配慮できない場合があります。
なお、**5月15日（木）午後5時以降**に上記の措置を希望されても認められない場合がありますのでご注意ください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集する個人情報については、次の目的以外には利用しません。

- ① 採用試験及び採用に関する事務に利用します。
- ② 個人が特定できないように処理した上で、今後の募集活動のための資料として利用します。
- ③ 採用候補者の個人情報は、任命権者（知事）に提供し、採用試験及び採用に関する事務に利用します。

〈参考1〉日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

[代表例]

- (1) 公権力の行使に該当する業務

- ア 許可、認可、免許等処分に関する事務（各種営業許可、開発許可、建築確認等）
- イ 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- ウ 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- エ 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- オ 審査請求に対する裁決に関する事務
- カ そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

- (2) 公の意思形成への参画に携わる職

本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などが該当します。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。

〈参考2〉令和6年度に実施した鳥取県職員採用試験（短大卒業程度（保育士））の実施結果

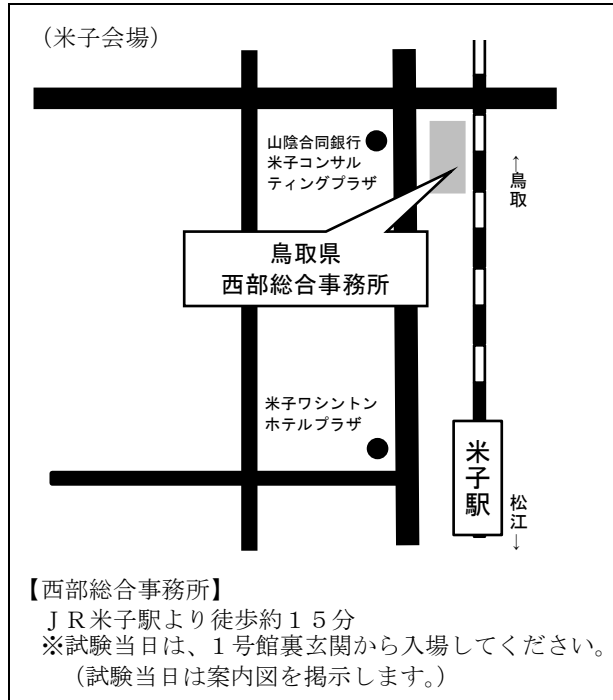
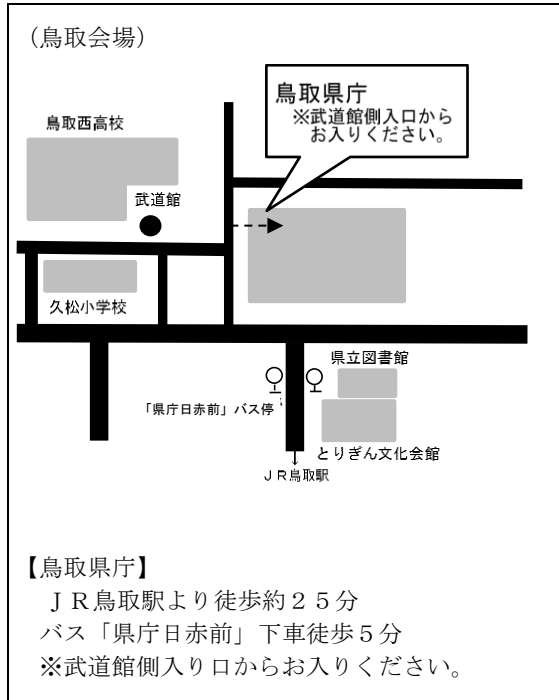
令和6年9月実施

職 種	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	採用候補者名簿 登載者数 (B)	受験競争率 (A)/(B)
保 育 士	2	1	1	2.0

第1次試験に関する注意事項

- 1 試験当日は、必ず試験開始時刻までに掲示や係員の指示に従って試験室に入室してください。
- 2 受験の際は受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、よく消える消しゴム）、昼食、時計（計時機能だけのものに限ります。試験時間中に携帯電話、スマートウォッチ等の機能が付いた電子機器類を時計として使用することは認めません。）を持参してください。
- 3 試験会場及び試験会場周辺に駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してお越しください。
- 4 試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、鳥取県職員採用のホームページ、SNS及びメールマガジン『鳥取県職員採用試験情報』でお知らせしますので、事前に確認の上、試験会場へお越しください。

試験会場案内図



※東京会場及び大阪会場については、決定次第、鳥取県職員採用のホームページ等でお知らせします。

●鳥取県人事委員会からのお知らせ●

鳥取県職員採用 HP はこちらから☞



★職員採用試験に関する情報や説明会の開催情報を配信しています！
メールマガジン「鳥取県職員採用試験情報」
Facebook X(旧 Twitter) LINE

登録はこちらから☞



★バスキタ!とっとり
県内の公共交通機関の経路や時刻表が検索できます。

